

基労徵発 0509 第 1 号
平成 23 年 5 月 9 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長
(公印省略)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災への対策として労働保険料等の免除に係る内容が盛り込まれた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成 23 年法律第 40 号。以下「震災特別法」という。) 及び関係政省令については、平成 23 年 5 月 2 日に公布され、同日から施行されることとなったところである。

その内容については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について」(平成 23 年 5 月 2 日基発 0502 第 2 号。以下「局長通知」という。) により通知したところであるが、詳細な取扱いは下記のとおりであるので、趣旨を十分に理解の上、事業主等に対する周知を徹底するとともに、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

1. 被害の範囲

局長通知第 4 の 1 (2) ⑤については、取引先の事業所が東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「大震災」という。) による損壊等を受けたことにより部材の調達が困難となり、かつ、代替調達先が見つからず、休業を余儀なくされた場合などが想定されるものであり、その被害について総合的に判断すること。

2. 労働保険料(第 2 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を除く。以下同じ。) 又は一般拠出金(以下「労働保険料等」という。) の免除

(1) 免除の申請

労働保険料等の免除を受けようとする事業主は、「労働保険料(一般保険料・第 1 種特別加入保険料・第 3 種特別加入保険料)・一般拠出金免除申請書」(様式 1) 及び大震災による被害を受けたことについての「労働保険料等の免除に係る申立書」(様式 2) を提出すること。

また、当該事業主は、免除の申請に当たっては、免除申請書の内容を証明する書類として、大震災発生前の直近月及び免除を申請する最初の月の賃金台帳その他会

計帳簿を、大震災による被害を受けたことを明らかにする書類として、当該事業主の事業に係る市町村長等が発行する罹災証明書を添付すること。なお、罹災証明書が添付できない場合は、労働保険料等の免除に係る申立書に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

有期事業（一括有期事業の場合を含む。以下同じ。）の免除の申請においては、事業主は、「労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）・一般拠出金免除申請書（有期事業用）」（様式1-2）に当該事業主が行っている継続事業における免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添付して提出すること。

（2）免除の審査

労働保険料等の免除の審査に当たっては、免除の申請に係る事業が平成23年3月11日において特定被災区域に所在していたことを確認するほか、局長通知の第4の1（3）によることとし、これに該当するか疑義がある場合には、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたい。ただし、当該事業が既に厚生年金保険の保険料について免除を受けており、かつ、厚生年金保険と適用単位が同一である場合は、免除の要件に該当するものと判断して差し支えない。

また、有期事業に係る労働保険料等の免除においては、当該事業の事業主が行っている継続事業が免除対象となる場合には、免除の対象とすること。

さらに、継続一括事業の事業主から免除の申請がなされた場合、当該継続一括事業全体が免除の要件に該当する場合は当該継続一括事業全体を免除の対象とし、当該継続一括事業の一部の継続被一括事業が免除の要件に該当する場合は、別途指示する方法により、当該一部の継続被一括事業を免除の対象とすること。

なお、局長通知第4の2（3）ただし書において、事業主から休業手当が支払われている場合の取扱いについて定められているところであるが、ここでいう休業手当とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条に基づき支払うもの又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払うものをいうものであること。

また、概算保険料・確定保険料等の算定基礎額の申告においては、当該休業手当も含めて計算する必要がある一方、労働保険料等の免除の要件の判断基準となる「月単位でみた労働者一人当たりの賃金額」の算定には、当該休業手当を含めないことに留意すること。

（3）労働保険料等の免除決定の通知等

労働保険料等の免除を決定したときは、「免除対象該当通知書」（様式3）により、免除の対象外であると判断したときは「免除不該当通知書」（様式4）により、それぞれ当該事業主に通知すること。

また、免除の対象となる場合は、免除対象該当の通知の際に、事業主に対し、雇用保険被保険者（以下「被保険者」という。）に通知を行い、既に賃金から天引きした労働保険料がある場合には、当該天引きした労働保険料に相当する額を返還するよう指導すること。ただし、当該事業主の事業に被保険者がいない場合はこの限りではない。なお、事業主から被保険者に対する通知は、個別に被保険者に対して通知する、賃金支払と併せて通知する、事業場に掲示するなど適切な方法により行うよう指導すること。

（4）労働保険料等の免除対象期間終了の届出及び通知

労働保険料等の免除の対象とされた事業主について、免除の要件に該当しなくなったときは、当該事業主は、「免除対象期間終了届」（様式5）を速やかに提出すること。また、免除対象期間終了届により、免除対象期間が終了したことを確認したときは、「免除対象期間終了通知書」（様式6）により当該事業主に通知すること。

なお、当該事業主が有期事業について同時に免除の対象とされている場合は、「免除対象期間終了届」（様式5）の別紙により併せて届け出るものであること。

また、免除対象期間終了届を提出する際には、別途様式を示す「免除額精算書」を併せて提出するものであること。

3. 第2種特別加入保険料の免除

(1) 第2種特別加入保険料の免除に係る事情

局長通知第4の2（3）において別途通知することとしていた第2種特別加入保険料の免除に係る事情は、次の①、②のいずれかに該当する被害が生じていることとすること。

- ① 大震災発生前（平成23年2月以前）と比較して当該第2種特別加入者の事業所得が2分の1未満となったこと。
- ② 大震災により、事業に必要な資産のうち50%以上の損害を受けたこと。

(2) 第2種特別加入保険料の免除の申請

第2種特別加入者の団体は、当該団体に属する第2種特別加入者のうち、第2種特別加入保険料の免除を受けようとする者を記載した「第2種特別加入保険料免除申請書」（様式7）及びそれぞれの第2種特別加入者ごとに作成した「第2種特別加入保険料の免除に係る申立書」（様式8）を提出すること。

また、免除の申請に当たっては、それぞれの第2種特別加入者の所在する地域の市町村長等が発行する罹災証明書を添付して提出すること。なお、罹災証明書が添付できない場合は、第2種特別加入保険料の免除に係る申立書に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

(3) 第2種特別加入保険料の免除の審査

第2種特別加入保険料の免除の審査に当たっては、免除の申請に係る第2種特別加入者が平成23年3月11日において特定被災区域に所在していたことを確認するほか、（1）によることとし、これに該当するか疑義がある場合には、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたい。

(4) 第2種特別加入保険料の免除決定の通知等

第2種特別加入保険料の免除を決定したときは、「免除対象第2種特別加入者通知書」（様式9）により、免除の対象外であると判断したときは「免除不該当第2種特別加入者通知書」（様式10）により、それぞれ当該第2種特別加入者の団体に通知すること。

(5) 第2種特別加入保険料の免除対象期間終了の届出及び通知

第2種特別加入保険料の免除の対象とされた第2種特別加入者について、免除の要件に該当しなくなったときは、第2種特別加入者の団体は、「第2種特別加入者免除対象期間終了届」（様式11）を速やかに提出すること。また、第2種特別加入者免除対象期間終了届により、免除対象期間が終了したことを確認したときは、「第

「2種特別加入者免除対象期間終了通知書」(様式12)により当該第2種特別加入者の団体に通知すること。

また、第2種特別加入者免除対象期間終了届を提出する際には、別途様式を示す「免除額精算書」を併せて提出するものであること。

4. その他

(1) 報告

各都道府県労働局においては、労働保険料等の免除について処理した件数を、月ごとに取りまとめの上、別途示す様式により、翌月15日までに労働基準局労災補償部労働保険徴収課あて報告すること。

(2) 照会

労働保険料等の免除について疑義がある場合には、労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたいこと。

労 動 保 険 料 免 除 申 請 書
 一
 第 1 種 特 別 加 入 保 険 料
 第 3 種 特 別 加 入 保 険 料
 一 般 拠 出 金

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

年 月 日

事業主	住所又は所在	地
	名	
事業	郵便番号	
	所在地	電話番号
名称		
事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名 印		

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料(一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)・一般拠出金の免除を、別紙を添えて申請します。

労働保険番号						免除対象該当年月	
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号			枝番号	平成 年 月から



受付印

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号: _____	
印	

労 働 保 険 料
 第 1 種 特 別 加 入 保 険 料
 第 3 種 特 別 加 入 保 険 料
 一 般 拠 出 金

免 除 申 請 書 (有期事業用)

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

年 月 日

事 業 主	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	
事 業	郵便番号	
	所 在 地	電話番号
名 称		
事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名		
印		

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料(一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)・一般拠出金の免除を、同一事業主の継続事業に係る免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添えて申請します。

(有期事業(一括有期事業を含む。))

労働保険番号					免除対象該当年月	
府 県	所掌	管 轄(1)	基 幹 番 号			枝番号
						平成 年 月から

(同一事業主の継続事業)

労働保険番号					免除対象該当年月	
府 県	所掌	管 轄(1)	基 幹 番 号			枝番号
						平成 年 月から

受付印

社会保険労務士の提出代行者氏名・印

電話番号: — —

印

(別紙)

	年月	賃金総額 (A)	※3		※5 高年齢労働者賃金額 (C)	※6 常時使用労働者 数 (D)	※6 労働者1人当たり 賃金額 ((A - B) / D)
			※4 休業手当額 (B)				
※1 震災直近月	平成 年 月						
※2 免除対象該当月 1	平成 年 月						
免除対象該当月 2	平成 年 月						
免除対象該当月 3	平成 年 月						
免除対象該当月 4	平成 年 月						
免除対象該当月 5	平成 年 月						

※1 東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。

※2 免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。

※3 賃金、給与、各種手当(通勤手当等)、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。

※4 労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。

※5 保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。

※6 各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)における使用労働者数を記入すること。

労働保険料等の免除に係る申立書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

年 月 日

事業主	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	
事業	所 在 地	郵便番号
	名 称	電話番号

当事業は東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

事業主記入欄（1又は2①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。また、2⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。）

被 害 の 状 況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。 ※ 罹災証明書の写しを添付してください。 2. 罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所・生産設備等が震災（地震、津波及び地震に伴う火事）により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。 ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。 ③ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。 ④ 福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。 ⑤ その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。
-----------------------	--

※ 労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労 働 局 確 認 欄	<input type="checkbox"/> 事業の所在地は、特定被災地区である。
	<input type="checkbox"/> 被害状況が次のいずれかに該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書が添付されている。 ・ 上記「被害の状況」の2①～④に該当する。 ・ 上記「被害の状況」の2⑤に該当する。（事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。）

平成 年 月 日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料(一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料)・
一般拠出金 免除対象該当通知書

平成 年 月 日付で申請のあった労働保険料等の免除については、
労働保険料(一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料)は
平成 年 月から免除対象期間が開始し、一般拠出金は平成23年度分全額
が免除の対象となったことを通知します。

ただし、最終的な労働保険料の免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告
と併せて決定することとなり、最長で平成24年2月までとなります。

(注1) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、労働保険料(一般保険料・
第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料)免除対象期間終了届を提出してください。

(注2) 労災保険の特別保険料の対象となっている事業主の方は、労働保険料の免除対象期
間についても、当該特別保険料も併せて免除されることとなります。

(注3) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなります
ので、平成24年2月までの各月の賃金総額、休業手当額、高年齢労働者賃金額、常時
使用労働者数を控えておくようお願いします。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

平成 年 月 日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）・
一般拠出金 免除不該当通知書

平成 年 月 日付で申請のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）及び一般拠出金の免除については、下記の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

1. 事業の所在地が特定被災区域外であった。
2. 労働保険料又は一般拠出金の支払が困難である事情について、免除の対象となる水準に達しなかった。
3. その他

- {
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
 - 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
 - 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- }

労 動 保 険 料
 一 般 保 険 料
 第 1 種 特 別 加 入 保 険 料
 第 3 種 特 別 加 入 保 険 料

免除対象期間終了届

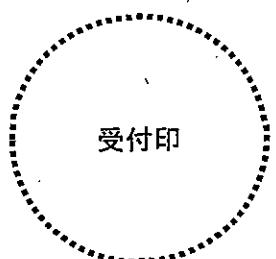
労働局長 殿

年 月 日

事業主	住所又は所在	地
	氏名又は名	称
事業		郵便番号
	所在地	電話番号
名 称		
事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名		
印		

労働保険料(一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)の免除につきましては、要件に該当しなくなりましたので届け出ます。

労働保険番号					免除対象該当年月		
府 県	所掌	管 轄(1)	基 幹 番 号			枝番号	平成 年 月 から



受付印

社会保険労務士の提出代行者印	
電話番号: _____	
印	

(別紙)免除対象となっている有期事業

事業の名称	労働保険番号							免除対象該当年月
府 縿	所掌	管 轄(1)	基 幹 番 号				枝番号	平成 年 月から
事業の名称	労働保険番号							免除対象該当年月
府 縿	所掌	管 轄(1)	基 幹 番 号				枝番号	平成 年 月から
事業の名称	労働保険番号							免除対象該当年月
府 縿	所掌	管 轄(1)	基 幹 番 号				枝番号	平成 年 月から
事業の名称	労働保険番号							免除対象該当年月
府 縿	所掌	管 轄(1)	基 幹 番 号				枝番号	平成 年 月から

平成 年 月 日

殿

○○労働局長

労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）
免除対象期間終了通知書

平成 年 月 日付で提出のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）免除対象期間終了届により、平成 年 月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

(注)最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除対象期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

第2種特別加入保険料免除申請書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

年 月 日

特に 別 係 加 入 る の 事 承 認業	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	名 称					
	事業場の 所 在 地	郵便番号				
		電話番号				
代表者氏名						
印						

受付印

以下の第2種特別加入者は、東日本大震災による被害を受けたことにより、第2種特別加入保険料の支払が困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第2項の規定に基づく第2種特別加入保険料の免除を申請します。

整理番号	氏名	給付基礎日額	被害の態様	免除対象該当年月	家族従事者等の氏名	給付基礎日額
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から		

(様式 8)

第2種特別加入保険料の免除に係る申立書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

年 月 日

労 働 保 険 番 号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
団 体 の 名 称					
特 別 加 入 者 の 氏 名・住 所	郵便番号 電話番号				
家 族 従 事 者 等 の 氏 名					

東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

事業主記入欄（I、IIともに記入してください。）

被 害 の 状 況	I 1又は2①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。2⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。 1. 事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。 ※ 罹災証明書の写しを添付してください。 2. 罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。 ① 事業所・生産設備等が震災（地震、津波及び地震に伴う火事）により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。 ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。 ③ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。 ④ 福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。 ⑤ その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。 []
	II 該当する番号に「○」を付して、下欄にその内容を御記入ください。 1. 震災前と比較して事業所得が2分の1未満になった。 2. 事業に必要な資産のうち50%以上の損害を受けた。 []

※ 労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労 働 局 確 認 欄	<input type="checkbox"/> 住所は、特定被災地区である。
	<input type="checkbox"/> 被害状況が次のいずれかに該当する。（I） - 罹災証明書が添付されている。 - 上記「被害の状況」の2①～④に該当する。 - 上記「被害の状況」の2⑤に該当する。（事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。）
	<input type="checkbox"/> 所得の減少又は資産の損害の状況が免除の対象に相当する。（II）

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除対象第2種特別加入者通知書

平成 年 月 日付で申請のあった第2種特別加入保険料の免除については、以下の者について、右欄の年月から免除対象期間が開始したことを通知します。

ただし、最終的な免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年2月までとなります。

(注1) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、第2種特別加入者免除対象期間終了届を提出してください。

(注2) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、被害の態様が①の場合は毎月の事業所得の額を、②の場合は損害が回復した時期を控えておくようお願いします。

氏名	家族従事者等氏名	被害の態様	免除対象該当年月
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

平成 年 月 日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除不該当第2種特別加入者通知書

平成 年 月 日付で申請のあった第2種特別加入保険料の免除について、以下の者について、下記右欄の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

氏名	家族従事者等の氏名	理由
		1. 住所が特定被災区域外であった。 2. 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 []
		1. 住所が特定被災区域外であった。 2. 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 []
		1. 住所が特定被災区域外であった。 2. 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 []

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

第2種特別加入者 免除対象期間終了届

労働局長 殿

年 月 日

特に 別 係 加 入 の 事 承 認業	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	労働保険番号				
	名 称				
	事業場の 所在 地	郵便番号			
電話番号					—
代表者氏名					
印					

受付印

以下の者に係る第2種特別加入保険料の免除につきましては、要件に該当しなくなりましたので届け出ます。

氏 名	家族従事者等の氏名	免除対象該当年月
		平成 年 月から

(様式12)

平成 年 月 日

殿

○○労働局長

第2種特別加入者免除対象期間終了通知書

平成 年 月 日付で提出のあった第2種特別加入者免除対象期間終了届により、以下の者については、平成 年 月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

(注) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

氏名	家族従事者等の氏名

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

